

別紙

一般社団法人 日本看護研究学会 利益相反報告対象と報告基準

1. 利益相反の報告対象となる期間・企業等と報告者

対象期間	次の事項から遡って過去1年間 ・ 学術集会での発表・講演時 ・ 論文投稿時 ・ 役員、学術集会会長、地方会会長、委員会委員、評議員の就任時（任期期間中の新たな状態を含む） ・ 研究倫理審査申請時	
報告対象とする企業等	医薬品・医療機器メーカー等医療関係、介護福祉関係企業一般並びに医療関係研究機関等の企業・組織・団体などで、看護学研究の依頼・共同研究や研究助成・寄付の提供、未承認の医療機器の提供、研究使用器材の無償・有利な価格での提供、研究で評価される療法や機器の特許権の共有等をしている法人・団体。	
報告者	学術集会発表	発表・講演を行う筆頭演者および全ての研究者
	学会誌発表	筆頭著者および共著者
	役員等就任時および任期期間中	役員（理事長、副理事長、常任理事、理事、監事）、学術集会会長、地方会会長、委員会委員、評議員
	研究倫理審査申請時	申請者および全ての共同研究者

2. 受けている利益による項目毎の報告基準

報告対象とする1つの企業等から受けている1年間の金額の報告基準と内訳。

該当する場合、申告書には、企業名（団体名）、項目、金額、支払理由などを記載する。但し、学術集会発表時には企業名（団体名）と項目のみを記載する。

項目	報告対象とする1つの企業等から受けている1年間の金額と内訳
役員・顧問職	100万円以上 役員・顧問職・社員等の給与・報酬（顧問料など継続的なもの）
株	公開株式の5%以上または未公開株の保有
特許権使用料	100万円以上 特許権使用料として支払われた報酬

謝金・講演料	50 万円以上 セミナーや会議の出席（発表）等で支払われた謝金、講演料など
原稿料	100 万円以上 出版物などの執筆に対して支払われた原稿料や印税
研究費	100万円以上 受託研究費（治験）・研究助成金などの研究に対して支払われた研究費 但し、科学研究費や厚生労働科学研究費などの公的助成金は含まない
奨学寄付金	100万円以上 個人、講座・分野に支払われた寄付金、寄付講座に所属している場合など
その他の報酬	10万円以上 贈答品等の受領、その他の報酬